

花のあふれるまちづくりシンボルキャラクター「ちはなちゃん」の利用許諾に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が花のあふれるまちづくり事業のシンボルとして制定し、及び著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第61条第1項の規定により著作者から著作権を譲り受けたキャラクター（以下、「花のあふれるまちづくりシンボルキャラクター」という。）の法第63条の規定による利用の許諾（以下「利用許諾」という。）に関し、千葉市公有財産規則（昭和40年千葉市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「花のあふれるまちづくりシンボルキャラクター」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 別図第1に示す基本デザイン及びその展開デザインとして市長が別に定めるもの

2 前項のキャラクターの愛称は、「ちはなちゃん」とする。

(利用許諾の申請)

第3条 「ちはなちゃん」の利用許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ちはなちゃん利用許諾申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用許諾の基準)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を適当と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第285条第1項及び法第63条の規定により申請に係る利用許諾をするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾をしないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるとき。

(3) 自己の信用を高めるために利用すると認められるとき。

(4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるとき。

(5) 市及び「ちはなちゃん」をおとしめると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか「ちはなちゃん」の利用を不相当と認めるとき。

(利用許諾をした場合の処理等)

第5条 市長は、第3条の規定による申請に基づき、利用許諾をしたときは、ちはなちゃん利用許諾通知書（様式第2号。以下「利用許諾通知書」という。）により、利用許諾をしないことを決めたときは、ちはなちゃん利用不諾通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、利用許諾に際し、必要な条件を付することができる。

(利用許諾の期間)

第6条 利用許諾の期間は、利用許諾をした日から当該日が属する年度の翌々年度の末日までの範囲内で、市長が定める期間とする。

(無償による利用許諾等)

第7条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年千葉市条例第11号）第4条第1項の規定により、「ちはなちゃん」の利用に係る対価は徴収しないものとする。

2 規則第25条第1項ただし書の規定により、同項に規定する連帯保証人を立てさせないものとする。

(利用者の遵守事項)

第8条 「ちはなちゃん」の利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。

(2) 利用許諾を受けた用途のみに使用すること。

- (3) 利用許諾通知書に明記された条件に従い使用すること。
- (4) 利用に当たっては、市が「ちはなちゃん」の著作権者であることを示すため、キャラクターの周辺に「花のあふれるまちづくりシンボルキャラクター」と明示すること。
- (5) 「ちはなちゃん」の利用に際し、市が貸し出した物件がある場合は、期限までに返還すること。
- (6) 利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (7) 「ちはなちゃん」の利用を終えたときは、速やかに、ちはなちゃん利用報告書（様式第4号）を市長に提出すること。
- (8) 利用者はその利用に関して商標登録出願を行うことはできない。

（許諾内容の変更等）

第9条 利用者が利用許諾を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、ちはなちゃん利用内容変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき承認することが適当と認めるときは、ちはなちゃん利用内容変更承認通知書（様式第6号）により、承認することが適当でないとき、ちはなちゃん利用内容変更不承認通知書（様式第7号）により、利用者に通知するものとする。

3 第4条及び第8条の規定は、前2項の規定による利用許諾内容の変更の承認について準用する。

（利用許諾の取消し）

第10条 市長は、「ちはなちゃん」の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾を取り消すものとする。

(1) 第4条又は第8条の規定に違反していると認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用許諾を受けたと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用許諾を取り消したときは、その利用者に対し、ちはなちゃん利用許諾取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により利用許諾を取り消された者は、当該利用許諾に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により利用許諾を取り消したときは、その利用者に対し、当該取り消された利用許諾に係る物件の回収を求めることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか「ちはなちゃん」の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月16日から施行する。

この要綱は、平成17年3月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

(別図第1)



花のあふれるまちづくりシンボルキャラクター
「ちはなちゃん」